

No.1

ケース 屋根にブルーシートを張る工事を依頼したいが、業者に「大変混んでいるので今日中に契約してほしい。急いでいるので見積りは出せない」と言われた。この業者と契約して大丈夫だろうか。



あわてないで 住宅修理の契約

アドバイス

- 具体的な工事内容を説明しないままに契約を急がせて、後から高額な費用を請求する例があります。契約する前に、工事内容、工事代金をしっかり確認することが大切です。できれば複数の事業者から見積もりを取って比較しましょう。
- 契約後でも、訪問販売によるものであれば、契約書面を受け取った日から8

日間以内ならクーリング・オフができます。また、契約書面を受け取ってない場合や記載内容に不備がある場合もクーリング・オフができます。

- 不安や疑問に思うことがあれば、お住まいの自治体の消費生活センターや「熊本地震消費者トラブル110番」にご相談ください。

ご相談は

- 熊本県消費生活センター (096) 383-0999
- 熊本市消費者センター (096) 353-2500
- 「熊本地震消費者トラブル110番」 (フリーダイヤル) 0120-7934-48